



平成26年度事業報告・決算を承認 第157回通常組合会開催される

平成26年度事業報告及び歳入歳出決算の認定を審議する第一五七回通常組合会が、去る7月30日(木)午後2時から神奈川県歯科保健総合センター5階中会議室において開催された。

長谷川理事の司会により幕を開けた組合会は、事務局の点呼により、組合会議員の定数44名中、39名の出席で、国民健康保険法施行令第13条に定める定足数2分の1を満たし成立した。

五十川理事による開会のあいさつの後、原議長・大澤副議長より組合会議長あいさつが行われた。

続いて、小澤理事長より「ご承知のように、本年5月27日に『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が参議院で成立して、29日には公布・施行の運びとなりました。

これは昭和36年の国民皆保険成立以降の最大の改革と言えるものでありまして、平成30年度以降において、国民健

康保険は都道府県を中心とした体制にして急速に進む少子高齢化の下での安定的運営を目指すというものであります。この改正法は制度の大枠を示したものでありまして、詳細の検討はこれからなされることとなります。

厚労省としては、スムーズに運営できるように政省令やガイドライン策定に向け、できるだけ早期に国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議を行っていく方針にしております。

今回の改正法で、国保組合の国庫補助については、『組合の財政力を勘案して百分の十三から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合とする』とともに、これに加えて行うことができる国庫補助額の上限を引き上げるものとすること』といったことが法律に盛り込まれており、細かいことはこれから検討されることとなります。

特に、今回の改正によって歯科医師国保に対する影響が他に比べて大きいことから、

2つの激変緩和措置が検討されておりました。1つ目は、適用除外の承認を受けて加入している組合特定被保険者の占める割合が3割未満の組合には調整補助金を出すこと。

2つ目は、支出に占める後期高齢者支援金・前期高齢者納付金の割合が3割以上の組合に調整補助金を出す。というものであり、私共の組合は、組合特定被保険者の占める割合は27・3%で3割未満でありますし、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金の占める割合は33・6%であり、共に該当することになりますので、定率補助は減らされることにはなりません。この辺で少しは助かることになりそうです。

本日の組合会でございますが、平成26年度予算の執行に当たり、歳入においては、保険料は予算とほぼ同額の収入額となり、国の補助金の方は3,854万円少なかったという点も含めまして、総額は900万円だけ予算よりも収入増となりました。

歳出面では保険給付費の執行率が96%と大分増えたことで、歳出総額の執行率は95%程度でありました。

例年よりも医療費の支出額が多かったという、全体の印象であります。

最後になりますが、この7月で組合会議員、役員共に任期満了となります。この2年間、本当に有難うございました。

引き続き議員となられる先生も多いと思いますが、皆様方には今後ともご指導、ご助言など賜りますようお願い申し上げます。

引上げ、理事長としての挨拶に代えさせていただきます。すとのあいさつが行われた。

引き続き報告事項に入り、田島常務理事より庶務報告として、平成27年5月末日における支部別被保険者数の状況、各種会議の開催状況、物故組合員の報告が行われた。

続いて、森田常務理事より平成27年5月末日現在の会計現況報告が行われた。

次に議案審議に入り、第1号議案「平成26年度神奈川県歯科医師国民健康保険組合事業報告の認定に関する議決を定める件」、第2号議案「平成26年度神奈川県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算の認定に関する議決を求める

件」について、お互いに関連がある議案であり一括で上程された。

第1号議案について小澤理事長より「平成26年度における国の動向」、「主な事業の執行状況」、「被保険者数の推移」、「保険料の収納状況、療養給付費等の支出状況」など説明が行われた後、田島常務理事より組合会、理事会、監事会等の協議の内容、各種会議への出席状況などの報告があった。

引き続き第2号議案について森田常務理事より、「歳入面では国民健康保険料が全体の65・34%、国庫支出金が25・65%となっており、歳出面では保険給付費・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・

介護納付金で90%近くを占めている」など、詳細な説明が行われ、監事監査報告として花村監事より「事業内容、歳入歳出決算書、財産目録及び諸帳簿並びに関係証拠書類等を精密に監査したところ、適法かつ正確であることを認める」旨報告がなされた。

第1号議案及び第2号議案の内容等について質疑が行われ、採決の結果、各議案とも可決承認された。

以上で議案審議を終了し、大川理事より閉会のあいさつが行われ、散会した。

また、組合会の席上永年勤続職員(10年勤続)の表彰が行われ、志村健太係長が理事長より表彰された。

健康家庭を褒賞!

当国保組合では、1年間(平成26年4月1日~平成27年3月31日)及び5年間(平成22年4月1日~平成27年3月31日)を通じて、医療給付を一度も受けられなかったご家庭に対し、健康家庭として褒賞記念品をお届けしております。

本年度対象となるご家庭は1年間該当430件(1万円相当の記念品)、5年間該当16件(5万円相当の記念品及び感謝状)でございます。

これからも健康に留意されご家族揃ってお元気にお過ごしください。